

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年八月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
- (3) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (2) 遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年八月十一日から令和四年五月三十一日までとする。